◆京都の労働メールマガジン　　第19号◆

発行　2020年3月16日

　京都の労働メールマガジンでは、京都府の労働施策やイベント、セミナーの情報等を月１回発信します。是非、ご登録ください。

――☆★☆**今月のＣＯＮＴＥＮＴＳ**☆★☆―――――――――――――――――――――

1. 新型コロナウイルス感染症に関する国の支援制度はこちらで確認してください
2. 「京都府の現代の名工」22名、「明日の名工」13名が誕生！
3. 高年齢労働者の雇用保険料免除措置が終了します
4. 新型コロナウイルス感染症に関する国の支援制度はこちらで確認してください

　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例、小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援など、国の支援制度の最新情報は、こちらで御確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html>

下にスクロールし「働く方と経営者の皆さまへ」をクリックしてください。

○新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業に対応する保護者支援等に関するコールセンターを厚生労働省が設置しました。

・０１２０－６０－３９９９

・受付時間　９時～２１時（土、日、祝日含む）

|  |
| --- |
|  |

【２】「京都府の現代の名工」22名、「明日の名工」13名が誕生！

　京都府では、各産業分野（伝統産業を除く）で、最高の技能を発揮して産業発展のために貢献されている方を対象とした「京都府の現代の名工」（優秀技能者表彰）と、優れた青年技能者を対象とした「明日の名工」（青年優秀技能者奨励賞表彰）の表彰を行っています。

　3月9日に、「京都府の現代の名工」22名、「明日の名工」13名を表彰しました。

　表彰者の詳細はこちら

http://www.pref.kyoto.jp/rosei/news/press/2020/03/0309hyousyou.html

お問合せ：京都府　人材開発推進課　電話075-414-5105

|  |
| --- |
|  |

【３】高年齢労働者の雇用保険料免除措置が終了します

　平成29年1月1日から65歳以上の労働者も雇用保険の対象となっていますが、経過措置として令和2年3月31日までの間は高年齢労働者の保険料は免除されていました。

令和2年4月1日からすべての雇用保険被保険者について雇用保険料の納付が必要となります。

お問合せ：京都労働局　労働保険徴収課　電話075-241-3213

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

発行者：京都府商工労働観光部 人材確保・労働政策課

　　　　電　話：０７５－４１４－５０８２

　　　　ＦＡＸ：０７５－４１４－５０９２

　　　　メール：jinzairodo@pref.kyoto.lg.jp

※無断転載・転写・コピー・転送等はご遠慮願います。

このメールマガジンは、「まぐまぐ！」を利用して無料で配信しています。

<http://www.mag2.com/>　（ＩＤ：０００１６８３０８１）

　「まぐまぐ」から自動配信される「ウィークリーまぐまぐ」などはこちらから配

信を停止できます。　<http://www.mag2.com/wmag/>

以下は、『まぐまぐ！』からのお知らせです。